

令和6年度以降、契約時の課税業者届出書の
提出が不要になります。

令和6年3月
松前町出納局会計課

松前町発注の建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等の契約締結時に、落札者より「課税業者届出書」又は「免税業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、令和6年度以降に契約する案件より、免税業者のみ「免税業者届出書」の提出を求め、課税業者からの「課税業者届出書」の提出は不要とします。

※「免税業者届出書」の提出がない場合、課税業者として契約手続きを行いますので、免税業者においては契約締結時に届出書の提出漏れが無いよう御注意ください。

	令和5年度までに契約	令和6年度以降に契約
課税業者	課税業者届出書 必要	課税業者届出書 不要
免税業者	免税業者届出書 必要	免税業者届出書 必要